

G-TAP 会則

第1条（会の名称）

本会は、G-TAP（以下、「本会」という。）と称します。

第2条（会の目的）

本会は、写真撮影・映像撮影に関する活動・事業及び、参加者相互の親睦・技術を深めるための活動を行うことを目的とし、2021年9月30日設立します。

第3条（活動の種類）

本会は、前条の目的を達成するために写真・映像撮影活動を行い、次の活動を実施します。

- (1) カメラマン同士の交流を目的とした月1回の定期交流会
- (2) 月1回の定期撮影会
- (3) 撮影技術の向上を目的とした不定期の講習会
- (4) 年1回の活動報告及び収支報告を行う総会(原則毎年9月実施)及び半期に一度の半期総会(原則毎年3月実施)
- (5) 前項以外に、運営が必要であると判断した場合に実施する臨時総会
- (6) その他、目的の達成に必要な活動

第4条（会員）

本会の会員は、本会の目的及び会則に賛同し入会した者としてします。

第5条（入会）

本会への入会は、本会則への同意及び下記条件への該当を以て行われるものとし、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとしてします。

- (1) コンパクトタイプを含む、デジタル一眼レフカメラ所持者であること
- (2) 写真撮影技術の向上に対し積極的な姿勢であること
- (3) 活動時の事故に対応するため、個人賠償責任保険への加入を行うこと

第6条（退会）

会員は、事務局に退会の旨を報告することにより、任意に退会を行うことができるものとします。また会員が下記項目のいずれかに該当する場合は事務局にて退会処理を行うことができます。いずれの場合も、該当月の月会費既納分については返還を行わないこととします。

- (1) 会員本人が死亡した時
- (2) 会費を事務局が指定する期間内に納付しなかった時
- (3) 定期活動に6ヶ月以上参加しなかった時

- (4) 会員との連絡が2ヶ月以上途絶えた時
- (5) 会の活動を著しく妨害するような行為があった時
- (6) 公序良俗に違反する行為があった時
- (7) 会則違反があった時
- (8) その他、事務局が会への参加を不適切と認めた場合

第7条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

大阪府東大阪市（代表 個人宅の為詳細は割愛。会員からの開示請求があった場合は遅滞なくこれを開示するものとします）

第8条（役員）

この会に以下の役員を置きます(以下、総称して役員と称します)

- (1)代表 1名
- (2)副代表 1名
- (3)運営 必要数

第9条（役員の任期）

役員の任期は総会にて任命された日から1年間とします。

第10条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努めるものとします。

副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行します。

運営は会の運営に当たって適切な補助を行い、円滑に運営が出来るようにします。

第11条（会費）

会費を月額1000円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとします。

第12条(成果物の取り扱いについて)

- 1 本会の活動により得られた成果物(写真・映像)の使用に関しては、本会に在籍している間のみ行うことができ、本会を退会した以後に関しては、一切の対外公開を禁止します。
- 2 在籍中の成果物の取り扱いに関しては、事務局が認可する用途にのみ使用することができ、それ以外の使用を禁止します。
- 3 認可外用途への使用に関しては、都度会員より事務局へ確認を行うこととします。

第 13 条（個人情報の取り扱いについて）

以下の通り取り扱うものとします。

- ・個人情報の定義

本会において個人情報とは「生存します個人に関する情報」であり、特定の個人を識別することができます情報、又は他の情報と容易に照合出来るものを指します。

- ・個人情報の利用目的

会員から得た個人情報は会の円滑な運営・事務連絡においてのみ使用し、その他への利用は行わないものとします。

- ・個人情報の保管

事務局は会員から得た個人情報を厳重に取り扱い、紛失・漏洩が発生しないように努めます。

- ・個人情報の第三者への提供

事務局は会の活動において必要とされる場合においてのみ会員より取得した個人情報を開示します。またその場合は必ず事前に利用目的を会員へと通知、及び承諾を得るものとします。

第 14 条（規約改正）

この規約は、総会・半期総会時に出席する会員の過半数の同意をもって改正することができるものとします。

また、総会時に欠席となる会員に関しては、改正案についての意見がある場合は意見書の提出を役員に行うこととし、提出が無かった場合は本会則の変更について異議がないものとみなします。

附則

1 会の役員は次の会員とします。

代表 江崎 裕介

副代表 大野 祐司

運営 深瀬 真和

立石 健一

生部 天博

2 この規約は 2021（令和 3）年 10 月 1 日から適用します。